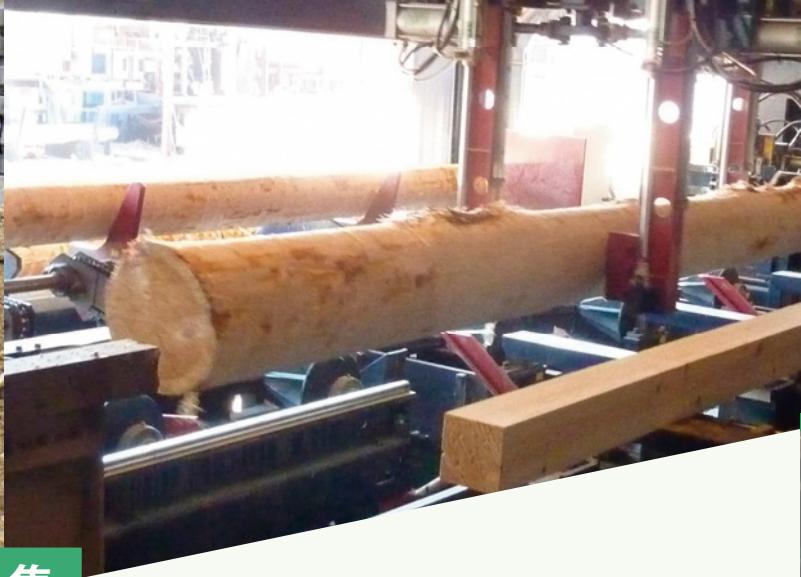




特集

# 百年つづく「森の国・木の街」へ 新たな森林・林業基本計画が決定！

森林・林業基本計画は、森林・林業・木材産業に関する政策の基本的な方針を定めるもので、おおむね5年ごとに変更しています。今回の変更に向けては、令和7年9月から林政審議会で議論を重ね、先の6月5日に新たな基本計画が閣議決定されました。新たな基本計画が示す、これからの森林・林業・木材産業が目指す方向や取り組むべき施策を紹介します！



## 森林・林業・木材産業の好循環 による「森の国・木の街」の実現

前回の森林・林業基本計画（以下「基本計画」という）では、林業・木材産業が持つ持続性を高めながら成長発展し、人々が森林の多面的機能による恩恵を享受することを通じて、社会経済生活の向上等に貢献する「グリーン成長」を掲げ、施策を推進してきました。その結果、造林の省力化・低コスト化、スマート林業技術の開発やその一部の実装等に進展が見られたほか、製材業等の出荷額が増加するなど木材産業の市場規模が拡大しました。

一方で、我が国の森林・林業・木材産業をめぐる、森林・林業については、依然として立木価格が低迷している中で再造林等にかかる経費負担が大きいくなどにより、林業適地での再造林が十分に進んでいません。また、林業経営体への森林の集積・集約化が低調であることや、スマート林業技術が本格活用に至っていないなど林業経営体の生産性向上も課題です。高い労働災害発生率も更なる改善が必要です。

木材産業・木材利用については、製材分野のJAS格付率が低位であることや、中大規模の木造建築物が一部にとどまっていること、横架材等の国産材比率が低い部材における国産材利用の促進、付加価値の高い木材製品の輸出拡大等が課題です。

全体をつなぐサプライチェーンについては、持続可能な木材取引に向け、関係者間

でのコスト構造等の情報共有が不十分な状況が見られます。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の損失など地球規模の大きな変化や、不透明な国際情勢、急速な少子高齢化などにも対応しながら各般の施策を進めていくことが求められています。

新たな基本計画では、こうした課題等を踏まえつつ、環境に配慮した企業経営等を求める社会的気運の高まりや、非住宅・中高層建築物における木材利用技術の進展、人工林資源の充実などを好機と捉え、森林資源の循環利用と多様で健全な森林づくりを着実に進めることにより森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、「森の国・木の街」の実現を目指すこととしています。

林野庁では、この実現に向け、関係者が将来に希望を持って新たな取組に挑戦できるよう、施策の展開を図り、森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築いていきます。

### 「森の国・木の街」 の実現に向けた施策 2つの柱と7つのポイント

新たな基本計画では、「森の国・木の街」の実現に向けた施策を2つの柱、7つのポイントにまとめました。

#### ① 林業・木材産業の成長の実現

国産材利用等の環境貢献の見える化を通じて、利用拡大と幅広い需要創出を推進す

るとともに、国産材の供給力強化に向け、林業・木材産業の体質強化と林業従事者の所得向上、国産材サプライチェーンの構築を図り、森林資源の循環利用と付加価値の創出を確立します。

#### ● 国産材の利用拡大と幅広い需要の創出

SHK制度<sup>※1</sup>や建築物のLCCO<sub>2</sub><sup>※2</sup>の評価等を活用した国産材利用効果の見える化を進めます。また、非住宅・中高層建築物の木造化など都市の木造化や、大径材や広葉樹材を活用した内装材等の開発・普及を推進します。あわせて、製品輸出の戦略的拡大、木質系新素材の開発・実装を進めます。さらに、木の良さや利用の意義等に関する消費者の理解醸成に向け木育等を促進します。



木造化の非住宅・中高層建築物



木質の内装を使用した非住宅施設

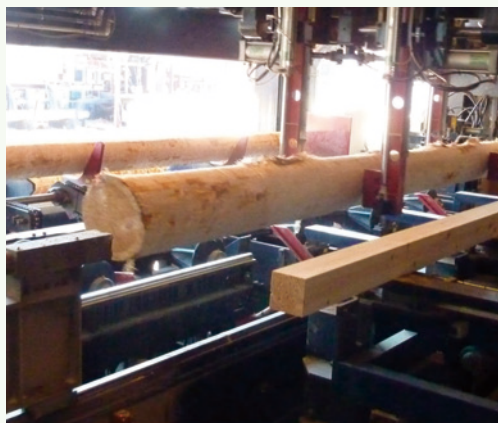
※1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

※2 建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量



## ● 需要に応じた国産材の供給力強化

国産材製品の安定供給に向け、木材加工流通施設の規模拡大や、工場間連携、ストック機能の強化を図ります。その際、JAS製材設備や大径材対応設備等の整備を戦略的に推進します。地域の中小工場等において高付加価値製品の持続的供給体制を構築します。



自動化された木取りを行う製材機械



ストックされている製品

## ● スマート林業技術の実装等による持続的な林業の確立

林業の労働安全確保と生産性向上に向けた遠隔操作・自動運転機械等の開発・実装に取り組みます。また、キャリアに応じた昇給の実現や関係者の意識改革の徹底等により、林業従事者の所得向上と労働環境の改善を促進します。さらに、新規事業者を含めた多様な主体の育成・確保を図ります。



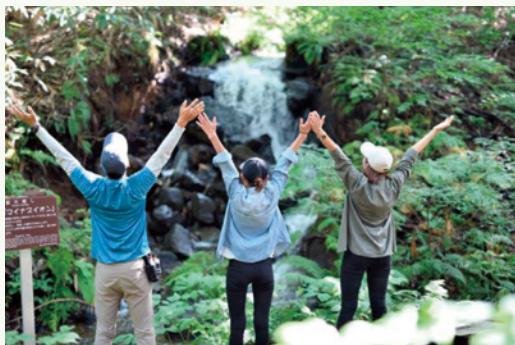
▲ 遠隔操作伐倒機械

◀ 林業従事者育成のためのガイドラインの例



## ● 森業等の推進による山村地域の自立かつ持続的発展

従来から進めている森林サービス産業を中心とした森林の総合的な活用取組に加え、パークレジットの活用等を通じて、人と森林との関係を深化させ、山村地域の所得向上等につなげる森業を推進します。



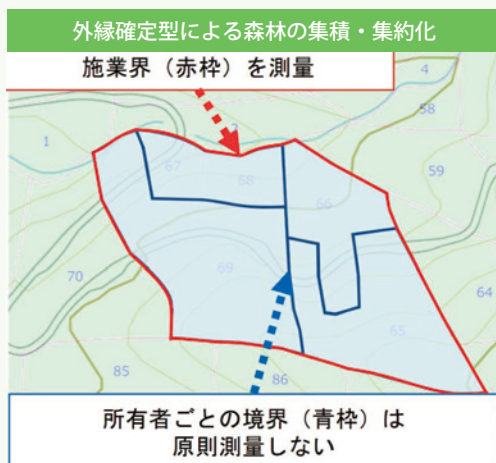
森林浴



森林を活用するアクティビティの一例（トレイルライド）

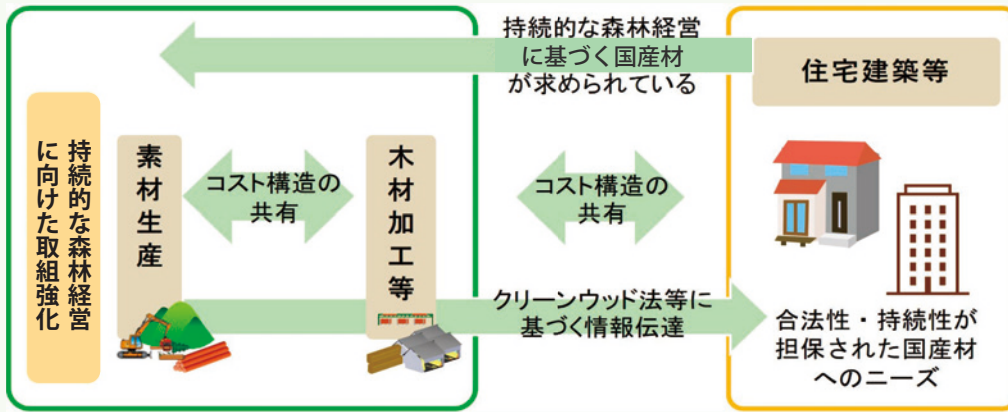
## ● ゾーニングと集積・集約化の加速

林業適地をゾーニングにより明確にし、確実な再造林の実施につなげていきます。そうした林業適地において路網整備等の支援を重点化します。また、リモートセンシングやAIを活用した境界明確化、外縁確定型や改正森林経営管理法の最大限の活用による森林の集積・集約化を推進します。



リモートセンシングで表された微地形図

## 強靱な国産材サプライチェーン（イメージ）



● 強靱な国産材サプライチェーンの構築  
川上から川下関係者間で再造林コストや、森林・木材の持続性に関する情報の共有・相互理解を促進し、国産材主導で合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築を目指します。



治山施設の整備



獣害対策などのための里山林整備



● 国民の安全・安心を根底から支える  
多様で健全な森林づくり  
能登半島での災害のような複合的な要因による山地災害、大規模な林野火災、クマによる人身被害等の危機を予防・管理する

## 2 国民生活の安全・安心の確保



鳥獣被害防止に向けた野外実習・防護柵の設置



コンテナ苗の生産設備

観点から、国土強靱化に向けた森林整備や治山対策を強化します。また、延焼しにくい多様な林相への誘導や林野火災に係る広報等の強化、効率的な病虫害・鳥獣害対策、クマ等の生息環境の保全・整備を推進します。さらに、花粉の少ない森林への転換を進めます。

基本計画では、森林・林業基本法に基づき、2つの目標を定めることになっていきます。また、目標達成に向け、施策の進捗を計るために、今回新たにKPIを設定しました。KPIは、目標達成に向けて必要となる需要量や生産量、労働力等を踏まえて設定したもので、今後は、その進捗状況を確認・検証し、施策に反映していくこととしています。

## 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

バランスの良い森林構成・配置となり、多面的機能が持続的に発揮される理想的な森林の状態を「指向する森林の状態」とし、これに到達する過程の5、10、20年後の森林の状態を目標として掲げて、森林の適正な整備及び保全を実施することとしています。

具体的には、人工林のうち、林業適地については、これを維持する一方で、林業適地以外では、針広混交林化等により天然林に移行することとしています。また、天然林については、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等は更新補助作業を含む適切な整備により活用等を促進することとしています。

## 森林・林業基本計画で掲げる2つの目標とKPIの設定

## 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

|                                 | R7年<br>(現況) | 目標とする森林の状態 |       |       | (参考)<br>指向する<br>森林の状態 |
|---------------------------------|-------------|------------|-------|-------|-----------------------|
|                                 |             | R12年       | R17年  | R27年  |                       |
| 森林面積(万ha)                       |             |            |       |       |                       |
| 人工林                             | 1,020       | 1,010      | 1,000 | 980   | 630                   |
| 天然林                             | 1,490       | 1,500      | 1,510 | 1,530 | 1,870                 |
| うち、利活用等により<br>機能の維持増進を図<br>る天然林 | 110         | 130        | 150   | 190   | 520                   |
| 合計                              | 2,500       | 2,500      | 2,500 | 2,500 | 2,500                 |

- 注1：「人工林」は、主として植栽又は人工下種により成立している森林で伐採跡地を含み、「天然林」は、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含む。
- 2：「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林で、現況は、天然林のうち人為により成立しているものを集計している。
- 3：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、令和7年を基準として算出している。
- 4：令和7年の値は、令和7年4月1日の数値で、森林資源現況調査から推計している。
- 5：十万ha単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。



## 林産物の供給・利用に関する目標（木材供給量の目標）

(単位:百万㎡)

|       | R6年<br>(実績) | R12年<br>(目標) | R17年<br>(目標) |
|-------|-------------|--------------|--------------|
| 木材供給量 | 35          | 40           | 42           |

## 林産物の供給・利用に関する目標（用途別利用量の目標）

(単位:百万㎡)

| 用途区分       | 総需要量        |               |               | 利用量         |              |              |
|------------|-------------|---------------|---------------|-------------|--------------|--------------|
|            | R6年<br>(実績) | R12年<br>(見通し) | R17年<br>(見通し) | R6年<br>(実績) | R12年<br>(目標) | R17年<br>(目標) |
| 建築用材等 計    | 32          | 34            | 35            | 18          | 23           | 26           |
| 製材用材       | 25          | 26            | 26            | 14          | 18           | 20           |
| 合板用材       | 8           | 8             | 9             | 4           | 5            | 6            |
| 非建築用材等 計   | 50          | 50            | 50            | 17          | 17           | 17           |
| パルプ・チップ用材等 | 27          | 26            | 26            | 4           | 4            | 4            |
| 燃料材        | 23          | 24            | 24            | 12          | 13           | 13           |
| 合計         | 82          | 85            | 85            | 35          | 40           | 42           |

- 注1：用途別の利用量は、国産材に係るものである。
- 2：各用途には輸出を含む。
- 3：「パルプ・チップ用材等」には、しいたけ原木等を含む。
- 4：「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
- 5：百万㎡単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。



で、  
国産材の供給や利用の促進に向けた目標  
令和6年の木材供給量35百万㎡を、令

## 2 林産物の供給・利用に関する目標

和17年までに42百万㎡まで拡大していく目標を掲げています。供給される木材については、より価格が高い製材用材や合板用材などの建築用材等への利用を中心に促進し、木材の付加価値向上を図っていく考えです。

## おわりに

今回の基本計画では、初めて「百年つづく『森の国・木の街』へ」という副題を設けました。これには、先人から受け継いだ豊かな森林を適切に循環利用するとともに、産出された木材を生かし木のあふれる街づくりを進めること通じて、日本列島全体を強く豊かにし、百年先へとつなげていきたいとの思いを込めています。

森林・林業・木材産業関係者においては、森林がもたらす価値を分け合う共生関係にあるとの視点を共有し、互いに協力して、森林の適正な管理、森林資源の循環利用を確保すべく努力することで、将来にわたって共栄していくことを期待します。

※ 掲載している写真は基本計画に関する林政審議会（令和7年9月2日）令和8年5月27日 で使用したものととなります。

